

○財政健全化判断指標 用語の説明

・実質赤字比率

当該地方公共団体の普通会計に相当する一般会計と特別会計（以下「一般会計等」という。）を対象にした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体が標準的な状態で通常収入するであろう経常的な一般財源の規模）に対する比率。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

また、地方財政法における地方債協議制度においても活用されている指標であり、一定基準以上となると起債時に許可を要する団体に移行する。

・連結実質赤字比率

一般会計等に加え、水道事業会計等の公営企業会計や国民健康保険会計などの地方公共団体に設置された全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

・実質公債費比率

地方公共団体に設置された全ての会計に加え、一部事務組合等を含めた、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

地方財政法における地方債協議制度においても活用されている指標であり、18%以上となると起債時に許可を要する団体に移行する。

・将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

・資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模（営業収益等）に対する比率。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入を主とする営業収益等の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

○財政健全化法に規定する財政健全化計画等

・「財政再生計画」

将来負担比率を除く健全化判断比率が1つでも財政再生基準以上となった場合、財政再生計画の策定が必要。財政再生計画は議会の議決を得て、速やかに住民に公表。計画について、総務大臣の同意がなければ、地方債は発行できない。

・「財政健全化計画」

財政健全化比率が1つでも早期健全化基準以上となった場合、「財政健全化計画」の策定が必要。早期健全化計画は、議会の議決を得て、速やかに住民に公表。都道府県知事、総務大臣への報告が義務付け。

・「経営健全化計画」

公営企業会計の資金不足比率が20%以上となった場合、「経営健全化計画」の策定が必要。経営健全化計画は、議会の議決を得て、速やかに住民に公表。都道府県知事、総務大臣への報告が義務付け。

○地方債協議制度に係る財政健全化計画等

・「財政健全化計画」

標準財政規模に応じ、ある一定基準以上、赤字額が生じた場合、起債時に許可を要する団体に移行。

地方債の許可申請時に実質赤字の解消に向けた方針等を記載した財政健全化計画を策定し、許可申請を行う。